

目 次

1	職員の給与関係		
	平成30年職員給与実態調査の概要	-----	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	-----	2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	-----	3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	-----	3
第 4 表	職員の平均給与月額	-----	4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	-----	5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	-----	5
第 7 表	職員の単身赴任手当の支給状況	-----	6
第 8 表	職員の住居手当の支給状況	-----	6
第 9 表	職員の通勤手当の支給状況	-----	6
第 10 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	-----	7
第 11 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	-----	35
2	民間の給与関係		
	平成30年職種別民間給与実態調査の概要	-----	36
第 12 表	産業別、企業規模別調査事業所数	-----	37
第 13 表	民間における初任給の改定状況	-----	37
第 14 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	-----	38
第 15 表	民間における給与改定の状況	-----	38
第 16 表	民間における定期昇給の実施状況	-----	39
第 17 表	民間における定期昇給制度の状況	-----	39
第 18 表	比較対象従業員に係る職種	-----	40
第 19 表	民間における職種別給与額等	-----	41
第 20 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	-----	44
第 21 表	民間における家族手当の支給状況	-----	45
第 22 表	民間における住宅手当の支給状況	-----	46
第 23 表	民間における特別給の支給状況	-----	46
第 24 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	-----	47
3	労働経済関係		
第 25 表	労働経済指標	-----	48
4	生計費関係		
第 26 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	-----	50
5	国及び都道府県の給与関係		
第 27 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	-----	51
6	人事院勧告等の概要	-----	52

# 1 職員の給与関係

## 平成30年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、平成30(2018)年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、平成30(2018)年4月1日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

### (3) 調査の内容

平成30(2018)年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

### (4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

### (5) 調査の結果

平成30(2018)年4月1日現在における職員の給与等の実態は、第1表から第11表までのとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員		警察官	教員
			うち行政職員		
職員数	人 22,038	人 5,797	人 4,884	人 3,382	人 12,859
給料の月額	円 357,132	円 337,526	円 340,103	円 320,364	円 375,641
扶養手当	8,423	8,694	9,212	11,801	7,413
給料の特別調整額	4,808	6,065	6,484	2,198	4,928
地域手当	13,027	12,846	12,775	11,977	13,385
住居手当	3,983	4,186	4,051	2,151	4,373
その他	656	1,437	289	696	292
計	388,029	370,754	372,914	349,187	406,032
平均年齢	歳 42.8	歳 42.9	歳 43.6	歳 37.3	歳 44.1
平均経年数	年 20.4	年 20.9	年 21.7	年 15.9	年 21.5

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第10表までにおいて同じ。)
- 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の平成30(2018)年4月1日付け採用者を除いたものである。
- 3 「給料の月額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第4表において同じ。)
- 4 「その他」は、初任給調整手当、特勤手当等である。(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
- 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用
- 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
一般職員	行政職	4,298	43.0	20.9
	事務職	738	43.5	22.7
	研究職	261	42.1	19.3
	医療職(1)	23	46.5	20.8
	医療職(2)	169	43.4	20.2
	医療職(3)	247	42.5	19.2
	技術職(1)	60	37.1	15.3
	技術職(2)	x	x	x
	小計	5,797	42.9	20.9
警察官	公安職	3,382	37.3	15.9
教員	教育職(1)	3,382	44.3	21.6
	教育職(2)	9,477	44.1	21.4
	小計	12,859	44.1	21.5
全職員		22,038	42.8	20.4

(注)「x」の箇所については適用人員が1人であるため、記載しない。(第3表において同じ。)

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員		%	%	%	%	%	%	%
	行政職	100.0	78.8	6.3	14.9	-	71.3	28.7
	事務職	100.0	41.4	20.9	37.7	-	36.9	63.1
	研究職	100.0	96.9	1.2	1.9	-	76.6	23.4
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	65.2	34.8
	医療職(2)	100.0	88.2	11.8	-	-	38.5	61.5
	医療職(3)	100.0	44.1	55.1	0.8	-	25.1	74.9
	技術職(1)	100.0	60.0	40.0	-	-	5.0	95.0
技術職(2)	100.0	x	x	x	x	x	x	
	小計	100.0	73.6	10.5	15.9	-	63.5	36.5
	うち行政職員	100.0	73.0	8.5	18.5	-	66.7	33.3
警察官	公安職	100.0	60.3	4.6	35.1	0.0	91.2	8.8
教員	教育職(1)	100.0	95.3	2.5	2.2	-	56.5	43.5
	教育職(2)	100.0	91.5	8.5	0.0	-	45.0	55.0
	小計	100.0	92.5	6.9	0.6	-	48.0	52.0
全職員		100.0	82.6	7.5	9.9	0.0	58.7	41.3

## 第4表 職員の平均給与月額

### その1 職員別

職員の区分 給与種目		全職員	一般職員		警察官	教員
				うち行政職員		
30 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 357,132	円 337,526	円 340,103	円 320,364	円 375,641
	扶養手当	8,423	8,694	9,212	11,801	7,413
	給料の特別調整額	4,808	6,065	6,484	2,198	4,928
	地域手当	13,027	12,846	12,775	11,977	13,385
	住居手当	3,983	4,186	4,051	2,151	4,373
	その他	656	1,437	289	696	292
	計(A)	388,029	370,754	372,914	349,187	406,032
29 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 359,396	円 339,727	円 342,298	円 318,549	円 379,038
	扶養手当	8,088	8,424	8,991	11,569	7,030
	給料の特別調整額	4,803	6,014	6,521	2,166	4,930
	地域手当	13,066	12,911	12,768	11,696	13,493
	住居手当	3,914	4,291	4,097	1,994	4,239
	その他	755	1,676	314	847	308
	計(B)	390,022	373,043	374,989	346,821	409,038
(A) (B) × 100		% 99.5	% 99.4	% 99.4	% 100.7	% 99.3

(注) 平成29(2017)年4月1日の「給料の月額」には、第1表(注)3のほか、平成27(2015)年の給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げに伴う現給保障の経過措置額を含む。

### その2 給料表別

給与種目 給料表	給料の 月額	扶養手当	給料の 特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 337,865	円 9,665	円 7,179	円 12,805	円 4,022	円 281	円 371,817
事務職	326,084	5,047	1,104	11,461	4,072	295	348,063
研究職	353,743	8,477	6,279	12,972	6,300	-	387,771
医療職(1)	475,483	6,326	39,270	83,372	6,304	297,283	908,038
医療職(2)	347,343	7,041	4,926	12,396	4,419	-	376,125
医療職(3)	340,783	5,972	474	11,979	5,011	202	364,421
技術職(1)	288,592	1,908	-	10,022	3,361	254	304,137
公安職	320,364	11,801	2,198	11,977	2,151	696	349,187
教育職(1)	386,560	8,505	3,072	13,735	5,590	37	417,499
教育職(2)	371,745	7,023	5,590	13,260	3,938	384	401,940

(注) 技術職(2)については適用人員が1人であるため、記載しない。(第10表において同じ。)

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の 区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) — (B)
	配偶者	子	父母等	計 (A)	子のうち特定 期間にある者		
一般職員	人 1,115	人 3,476	人 302	人 4,893	人 1,286	人 2,455	人 2.0
警察官	1,427	2,786	43	4,256	499	1,920	2.2
教員	1,701	6,761	485	8,947	2,700	4,568	2.0
全職員	4,243	13,023	830	18,096	4,485	8,943	2.0

(注) 1 手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,757円である。  
 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政	事務	研究	医療	医療	医療	公安	教育	教育	計
		職	職	職	職 (1)	職 (2)	職 (3)	職	職 (1)	職 (2)	
職員の給料に関する条例	1種	人 39	人	人 1	人	人	人	人 3	人	人	人 43
	2種	28			4			17			49
	3種	66		2	4	1		52			125
	4種	107		8		7	1	7			130
	5種	193		11	1	5	1	13			224
	6種	4		2							6
	7種	2									2
栃木県公立学校職員給与条例	1種								24	33	57
	2種		14						51	146	211
	3種								79	508	587
	4種								24	350	374
計	439	14	24	9	13	2	92	178	1,037	1,808	

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額が支給されている者はいない。  
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,605円である。

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離			受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	60km未満	60km以上 100km未満	100km以上 300km未満		
受給者	63人	-人	2人	65人	30,492円

第8表 職員の住居手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	3,490人	960人	295人	2,235人
11,000円未満	15	5	5	5
11,000円以上 27,000円未満	1,596	371	148	1,077
27,000円	1,879	584	142	1,153
手当受給者1人当たり 平均手当月額	25,149円	25,278円	24,657円	25,159円

(注) 最高支給限度額は、27,000円である。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	19,998人	5,291人	2,693人	12,014人
交通機関のみ利用	1,075	921	94	60
交通用具のみ使用	18,422	3,997	2,565	11,860
交通機関 交通用具 併用者	501	373	34	94
手当受給者1人当たり 平均手当月額	9,441円	12,363円	9,032円	8,246円

第10表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2					1				
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9		6							
10		4							
11		83							
12		6			1				1
13	4	11							3
14		12							1
15		8							10
16	1	57							3
17	6	16							1
18		16							
19		18	8						
20	1	52	40						
21	2	22	11						
22		10	11						
23	2	11	14					1	
24		61	48					6	
25	3	1	15					5	
26		3	11					2	
27	3	9	15			1		3	
28	1	7	35			1		5	
29	99	5	13					2	
30	3	45	9					2	
31	8	15	9					1	
32	3	11	50				13	8	
33	80	3	7				21	7	
34	1	2	18	1			22		
35	7	2	15				18	4	
36	5	1	31				21		
37	20		18	2			12		
38	7	1	14	9			5		
39	91		12	16			9		
40	4	1	21	5			2		
41	8		7	9			2		
42			12	5	1		3		
43	2	2	9	15			8		
44	2		6	3			3		
45	2	1	8	8					
46	2		10	18					
47			26	22			1		
48			11	12			1		
49	3		13	17	1		1		
50			4	13					
51	1		22	24		1	1		
52	1		28	9		3			
53	2		6	19		1			
54			16	30					
55			9	20		5			
56			13	14		6	1		



級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57			13	20		26			
58			6	29		28			
59			13	20		7			
60	1		5	12		18			
61			6	33	2	23	1		
62			6	46	8	7			
63			4	17	8	7			
64			7	17		51			
65			5	16	6	45			
66			5	34	13	21			
67			6	23	21	28			
68			1	24	17	30			
69			5	29	9	26			
70				22	14	27			
71			5	15	9	21			
72			1	13	14	25			
73			5	21	8	26			
74			1	16	25	14			
75				16	32	23			
76			1	12	29	28			
77			3	10	18	28			
78			2	9	32	25			
79			1	10	24	65			
80			2	8	28	23			
81			1	13	20	31			
82			2	7	26	25			
83			2	6	27	54			
84			2	8	21	41			
85			3	10	13	217			
86			2	5	23				
87			2	9	22				
88			3	4	11				
89			4	1	13				
90			1	3	9				
91			2	4	20				
92				1	14				
93			2	41	44				
94			1						
95									
96			1						
97			1						
98			2						
99									
100			1						
101									
102			1						
103									
104									
105			1						
106									
107									
108									
109									
110									
111			1						
112									
113			1						
114									
115									
116									

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	375	502	764	855	584	1,008	145	46	19
構成比(%)	8.7	11.7	17.8	19.9	13.6	23.4	3.4	1.1	0.4
平均給料 月額(円)	193,084	225,047	293,545	363,910	388,438	407,044	430,599	458,267	497,763

人員計	4,298 人
平均給料月額	337,579 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	2	9					
10							
11	1	4					
12		1					
13	2	12					
14		1					
15	4	3					
16		2					
17	6	10					
18		1					
19	5	5	7				
20		1					
21	3	5	7				
22		2	2				
23	5	10	3				
24		2	2				
25	2	3	3				
26		2					
27	1	4	6				
28		4	2				
29	10	1	4				
30		3					
31	2	7	3				
32	1	3	3				
33	12		2				
34		1	3				
35			3				
36	1						
37	9		5				
38	1		1				
39	3		5				
40			1				
41	1		1				
42			1				
43			1				
44	1		2				
45	1		2				
46							
47	1		2				
48			1				
49			1	1			
50	1						
51			2			2	
52			1	4		28	
53			2	4		7	
54	1		1	3		2	
55	1			6			
56				3		5	

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57				3	8			
58				1	1			
59				1	8			
60					4		5	
61				2	5	1	1	
62				2	6			
63				7	4		1	
64		1		4	9		3	
65				2	7		1	
66				1	3		2	
67				3	9			
68				1	4		1	
69				2	5			
70				3	6		3	
71					7	1		
72				1	1	1	4	
73				5	4	2		
74				3	6	1	1	
75				5	4		4	
76				1	2	2	2	
77				4	5	24	3	
78				3	2	2	2	
79				2	5	4	14	
80				1	11	2	5	
81				1		6	3	
82				2	2	3	2	
83				4	6	3	9	
84				1	2	3	5	
85				1	2	3	10	
86				1	3	3		
87				3	2	3		
88					1	2		
89					3	2		
90				2		2		
91				1	3	3		
92				1	3	1		
93					33	1		
94								
95				1				
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106				1				
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113				2				
114								
115								
116								

給号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	78	96	157	207	75	125	-
構成比(%)	10.6	13.0	21.3	28.0	10.2	16.9	-
平均給料 月額(円)	184,245	224,906	306,372	370,614	389,421	405,310	-

人員計	738 人
平均給料月額	326,084 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8		1			
9		4			
10					
11		1			
12		1			
13		4			
14					
15		4			
16		1			
17		4			
18			1		
19		1			
20					
21					
22		1			
23		2			
24		1			
25		1			
26					
27		2			
28		3			
29		1			
30			1		
31		1			
32		5			
33		1	2		
34			3		
35		1			
36			1		
37			1		
38		4	5		
39			1		
40			1		1
41					
42			1		1
43		1			1
44		6			
45		1			
46		1	4		
47			1		
48		7	1		
49			2		
50				3	
51		2			
52		5	2		
53					
54		1	4		
55			2		
56		7	1		

給号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57		1	1	3	
58			3	2	
59		2		2	
60		3	2		
61			2	4	
62		1	3	3	
63		1			
64		4		1	
65			1	2	
66		3		2	
67		1	1		
68		4	2	1	
69		1		2	
70			1	3	
71		2	3	2	
72		1	1	4	
73		1	5	34	
74		1	1		
75		1	2		
76		1	1		
77			2		
78		1	3		
79			1		
80			1		
81		1	3		
82			3		
83					
84			1		
85			1		
86			2		
87					
88					
89			3		
90					
91					
92					
93					
94		1			
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	107	83	68	3
構成比(%)	-	41.0	31.8	26.1	1.1
平均給料 月額(円)	-	277,121	376,199	435,269	459,300

人員計	261 人
平均給料月額	351,926 円



医療職給料表（１）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23	1			
24				
25				
26				
27	3			
28				
29				
30				
31	2			
32				
33				
34				
35	1		1	
36				
37				
38				
39	1			
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47	1			
48				
49				
50				1
51				
52				
53				
54				
55				
56			1	1

給号	1 級	2 級	3 級	4 級
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63	1			
64				
65				6
66			1	
67				
68				
69				
70			1	
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			1	
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計(人)	10	-	5	8
構成比(%)	43.5	-	21.7	34.8
平均給料 月額(円)	351,690	-	513,940	568,563

人員計	23 人
平均給料月額	462,396 円

医療職給料表(2) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15		2					
16							
17		6					
18							
19							
20							
21		6					
22							
23							
24		1					
25		1					
26							
27		3	2				
28							
29		2	1				5
30							1
31		1	3				1
32							1
33		1	1		1		
34			1				
35			1				
36							
37		1	2				
38		1					
39		3	2				
40			1				1
41		4	1				
42				1	1		
43			1		1		
44							
45							
46				1	1		
47							
48					2		
49			3		2		
50			1		1		
51							
52					1		
53					2	1	
54					1	1	
55			1				
56					1	2	
57			1			2	
58					1	1	
59				1	2	2	
60			1	3	1		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61						1	
62						1	
63			2			1	
64		1	1		1	1	
65			2	1		29	
66							
67			1		1		
68				3	2		
69				1	2		
70			1		2		
71					1		
72							
73			1				
74							
75					2		
76					1		
77							
78					2		
79					1		
80							
81							
82					3		
83							
84							
85					7		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計 (人)	-	33	31	11	43	42	9
構成比 (%)	-	19.5	18.3	6.5	25.5	24.9	5.3
平均給料 月額(円)	-	226,658	286,284	331,155	375,730	405,017	429,167

人員計	169 人
平均給料月額	337,437 円

医療職給料表(3) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5		2					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13		1					
14							
15		8	3				
16							
17		1	2				
18							
19		3					
20			2				
21		1	1				
22			2				
23		1	1				
24			1				
25		5	3				
26				3			
27		1	1	1			
28							
29		1		2			
30			2	1			
31		1	4	1			
32			1	1			
33		2		1			
34			3	1			
35		3	1	2			
36							
37		1	3				
38				1			
39		1	1	1			
40				1			
41			1	4			
42				1			
43							
44				3			
45				5		4	
46				1		1	
47			1	3		2	
48				3			
49		1		3		1	
50				1	1	1	
51				1	1	2	
52				1		2	
53				4	2	1	
54				3			
55			1	2	1	1	
56				1	1		

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57					2			
58					1			
59					2	4		
60					2	2	1	
61					3		2	
62					4	1		
63					1		1	
64					3	1		
65					2	2	1	
66						1	1	
67					3	1	1	
68		1			4	2		
69						1		
70					2	2		
71					1			
72								
73						1		
74					1			
75						2		
76					1	1		
77					2			
78						1		
79						2		
80					1	2		
81						1		
82						3		
83						3		
84								
85						1		
86						1		
87						1		
88								
89						1		
90				1		3		
91				1	1	2		
92						3		
93						15		
94								
95								
96								
97					1			
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165							
166							
167							
168							
169							
計(人)	-	34	36	89	66	22	-
構成比(%)	-	13.8	14.6	36.0	26.7	8.9	-
平均給料 月額(円)	-	228,279	274,625	328,369	384,492	419,573	-

人員計	247 人
平均給料月額	329,878 円



技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8		1			
9					
10					
11		1			
12					
13					
14		1			
15		1			
16					
17		1			
18					
19					
20					
21					
22					
23		1			
24					
25		2			
26		1			
27					
28					
29			1		
30			2		
31		2			
32			1		
33		1	1		
34					
35		2			
36			1		
37		1	1		
38					
39		4			
40					
41		1			
42					
43		2			
44					
45			1		
46					
47					
48					
49			1		
50					1
51					
52					2
53					
54					
55					
56					
57			1		
58					
59			1		
60					

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61						
62						1
63						
64						1
65					1	
66					1	1
67						
68						
69				1	1	
70					2	
71						
72						
73						
74					1	1
75						
76						
77					1	
78						
79						
80						
81				1		
82						
83						
84						
85					2	3
86						
87					1	
88						
89					1	
90					1	
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104					1	
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計(人)		-	24	13	13	10
構成比(%)		-	40.0	21.7	21.7	16.6
平均給料 月額(円)		-	225,250	282,638	342,631	377,300

人員計	60 人
平均給料月額	288,458 円

公安職給料表（警察官に適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	38								
10									
11	1								
12	2								
13	47								
14									
15	6								
16	1								
17	5								
18	4								
19	40								
20									
21	7								
22	4								
23	37								
24	5								
25	54								
26	5								
27	7	50							
28	25	7	14						
29	64	17	13						
30	5	15	11						
31	15	56	18						1
32	11	16	13						7
33	12	13	17						4
34	11	11	20						1
35	8	11	15						3
36	8	33	20						
37	1	19	11						
38	1	16	21						1
39		15	16						
40	2	9	15						
41	2	16	17						
42		12	22						
43		7	22						1
44	1	3	23						
45	2	9	22	1					
46		5	15	2				1	
47	1	6	23			1		4	
48		7	22					5	
49		6	22	1				2	
50		4	16	1				2	
51	1	6	32	5	3	1		3	
52		4	15	3	1	1		2	
53		3	20	2	5		1	1	
54		4	33	4	7		2	1	
55		2	26	6	8	1		4	
56		1	21	2	8	1	3		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57		6	15	5	5		12		
58			27	6	2	3	3		
59	1	2	17	3	7	2	10		
60		2	18	5	7	2	8		
61		4	15	14	8		3	1	
62		1	23	22	4		5		
63			13	12	8	3	6		
64		2	20	25	9	2	4		
65			27	18	7	1	6		
66		2	25	14	6	2	1		
67			27	22	8	2	2		
68		3	27	20	11	4	2		
69		1	21	22	12	3	4		
70			15	21	8	2	3		
71			25	21	9	1	5		
72			27	25	14	2	3		
73			19	22	12	3			
74			14	21	16	5	1		
75			26	21	12		3		
76			22	19	10	1			
77			15	21	5	3	1		
78			5	32	5		1		
79			3	24	4	3	2		
80			3	14	12	1	2		
81			4	18	9	1	2		
82				16	8	3	1		
83			1	9	9	5			
84			2	11	5	5	1		
85			3	14	9	4	10		
86			2	20	7	1			
87				8	7	4			
88			1	13	11	4			
89				5	10	2			
90				4	5	1			
91			2	7	5				
92			1	8	4	1			
93			1	4	72	12			
94			3	3					
95			2	3					
96			1	5					
97				8					
98			2	6					
99				4					
100				1					
101				4					
102				8					
103			3	3					
104				6					
105				6					
106				6					
107				9					
108				7					
109				7					
110				6					
111			1	2					
112				5					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113				8					
114				8					
115				4					
116				13					
117				7					
118				9					
119				10					
120			1	6					
121				11					
122			1	6					
123				7					
124				7					
125				66					
126									
127			1						
128			1						
129									
130			2						
131									
132			3						
133			2						
134									
135			3						
136			1						
137									
138			1						
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計(人)	434	406	1,050	854	394	93	107	26	18
構成比(%)	12.8	12.0	31.0	25.3	11.7	2.7	3.2	0.8	0.5
平均給料 月額(円)	208,977	247,913	292,816	372,490	407,710	420,002	435,153	451,304	470,594

人員計	3,382 人
平均給料月額	320,336 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5	1	19			
6					
7		3			
8		1			
9		6			
10					
11	1	14			
12		4			
13		11			
14		2			
15	1	25			
16		3			
17		9			
18		4			
19		10			
20		2			
21	1	24			
22		3			
23		15			1
24		7			
25	1	23			2
26		7			
27		17			1
28	1	6			1
29	1	22			1
30		2			3
31		18			6
32		12			3
33	2	20			5
34		8			5
35		9			13
36	2	10			1
37	1	37			2
38	1	8			4
39	1	13			1
40		9			1
41	1	33			2
42		8			1
43	3	25			7
44		13			
45	3	32			15
46	2	9			
47	1	21			
48		14			
49	1	31			
50	1	5			
51	1	11			
52	1	9			
53	1	22			
54	1	8			
55	2	18			
56	1	12			

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		4	22			
58		2	8			
59		5	17			
60		2	7		1	
61		1	29		24	
62		2	13		1	
63		1	13		1	
64			13		5	
65		2	19		11	
66		4	12			
67		1	13		1	
68			16		3	
69		4	23		11	
70			19		2	
71		5	14		2	
72			10		4	
73		2	15		7	
74		4	18		1	
75		3	21		3	
76		1	5		3	
77		4	14		2	
78		3	23			
79		1	22		1	
80		2	14		3	
81			15		17	
82			36			
83		1	20			
84		3	15			
85		3	25			
86		1	25			
87		3	24			
88		3	18			
89		2	20			
90		2	19			
91		2	25	1		
92			22	1		
93			25	3		
94		1	21	2		
95		2	22	1		
96		2	22	4		
97		3	22	5		
98		1	21	3		
99			31	6		
100			24	3		
101		1	25	4		
102		3	25	2		
103		3	20	4		
104		3	17	2		
105			38	4		
106		1	11	1		
107		1	22	5		
108		1	12	2		
109		2	28	1		
110		1	22	1		
111			27	1		
112			17			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		36			
114	2	20			
115	1	25			
116	2	27			
117	2	34			
118		10			
119		31			
120		25			
121	2	38			
122	1	14			
123		36			
124		47			
125	1	22			
126		43			
127	1	42			
128		35			
129	2	34			
130	1	62			
131	2	34			
132	1	35			
133	1	46			
134		50			
135		55			
136	2	55			
137	1	69			
138		64			
139		72			
140	1	63			
141		33			
142		22			
143		30			
144		8			
145		26			
146					
147	1				
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計(人)	155	2,993	56	103	75
構成比(%)	4.6	88.5	1.7	3.0	2.2
平均給料 月額(円)	276,515	367,747	431,700	450,750	472,208

人員計	3,382 人
平均給料月額	369,469 円



教育職給料表(2) (小中学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、  
栄養教諭、助教諭等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		149			
18					1
19		11			
20		11			
21		37			
22		3			26
23		165			32
24		11			52
25		26			48
26		14			73
27		156			14
28		9			27
29		49			20
30		30			17
31		48			12
32		16			14
33		135			33
34		18			6
35		43			6
36		32			12
37		127			3
38		22			5
39		46			8
40		38			15
41		129			12
42		29			6
43		45			14
44		40			12
45		136			40
46		22			
47		35			
48		34			
49		97			
50		29			
51		33			
52		35			
53		86			
54		26			
55		40			
56		35			

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57			97			
58			37			
59			39			
60			26			
61			94			
62			21			
63			38			
64			36			
65			45			
66			29			
67			38			
68			24			
69			58			
70			34			
71			31			
72			29			
73			78			
74			38			
75			29			
76			42		87	
77			53		30	
78			26		1	
79			41		2	
80			33		116	
81			79		8	
82			30		5	
83			37		2	
84			38		84	
85			55		6	
86			31		6	
87			38		8	
88			47		46	
89			59		9	
90			31		9	
91			43		4	
92			29		25	
93			50		6	
94			38	1	16	
95			48		5	
96			33	2	7	
97			40	5	47	
98			28	9		
99			46	3		
100			20	3		
101			40	4		
102			22	4		
103			32	3		
104			18	5		
105			37			
106			30	2		
107			34			
108			32			
109			62			
110			30			
111			30			
112			26			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		70			
114		29			
115		48			
116		33			
117		65			
118		26			
119		52			
120		39			
121		72			
122		28			
123		53			
124		36			
125		40			
126		20			
127		45			
128		43			
129		87			
130		41			
131		62			
132		64			
133		131			
134		76			
135		123			
136		118			
137		125			
138		106			
139		161			
140		153			
141		127			
142		197			
143		164			
144		214			
145		200			
146		221			
147		190			
148		222			
149		215			
150		89			
151		120			
152		83			
153		59			
154		25			
155		39			
156		5			
157		7			
計(人)	-	8,399	41	529	508
構成比(%)	-	88.6	0.4	5.6	5.4
平均給料 月額(円)	-	348,483	412,005	426,609	443,289

人員計	9,477 人
平均給料月額	358,201 円

## 第11表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

### その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	14				2	1	1	10			
事務職	26				26						
研究職	1						1				
医療職(1)											
医療職(2)	1						1				
医療職(3)											
技術職(1)	1					1					
技術職(2)											
公安職	35					10	20	4	1		
教育職(1)	168	8	160								
教育職(2)	96		96								
給料表計	342										
60歳	140										
61歳	83										
62歳	56										
63歳	40										
64歳	23										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ。)

### その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	56				27	28	1				
事務職	24				13	11					
研究職	8				8						
医療職(1)											
医療職(2)	5					1	4				
医療職(3)											
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職											
教育職(1)	8		8								
教育職(2)	128		128								
給料表計	229										
60歳	94										
61歳	73										
62歳	33										
63歳	12										
64歳	17										

## 2 民間の給与関係

### 平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、平成30(2018)年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 881事業所

調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他54職種、合計76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

標本事業所の抽出

(3)の に記載した調査対象事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から185事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

従業員の抽出

初任給関係以外の各調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

調査実人員

事務・技術関係職種 6,712人（初任給関係 357人、初任給関係以外 6,355人）であり、その他の職種が 858人（初任給関係 35人、初任給関係以外823人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、67,563人であり、うち事務・技術関係職種該当者は49,815人である。

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第12表から第24表までのとおりである。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産 業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所 157	事業所 29	事業所 19	事業所 17	事業所 60	事業所 32
産 業 計						
農業、林業、漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	3	-	-	-	3	-
製 造 業	92	13	15	9	35	20
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	18	7	2	3	4	2
卸売業、小売業	10	2	1	1	5	1
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業、 医療福祉サービス業	34	7	1	4	13	9

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が28所あった。  
 2 調査対象事業所185所に占める調査完了事業所157所の割合(調査完了率)は84.9%。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第13表 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒	25.4	(55.5)	(42.8)	(1.7)	74.6
高 校 卒	27.1	(50.2)	(49.8)	(-)	72.9

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 193,224	円 196,579	円 191,470	円 182,000
	高 校 卒	161,546	163,945	156,646	169,590
新 卒 技 術 者	大 学 卒	203,207	205,075	201,711	198,500
	高 校 卒	163,422	164,600	161,272	×
計	大 学 卒	197,446	200,410	195,258	190,250
	高 校 卒	162,391	164,266	158,837	170,544

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「×」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	係 員	47.6 %	5.1 %	- %
課 長 級	36.8	6.3	-	56.9

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

第16表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	92.4%	92.4%	23.6%	2.5%	66.3%	-	7.6%
課 長 級	81.7	81.7	21.4	4.4	56.0	-	18.3

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。  
 2 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

第17表 民間における定期昇給制度の状況

項 目		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
役職・企業規模						
係 員	規 模 計	94.0%	30.3%	83.6%	47.5%	6.0%
	500人以上	94.4	33.9	81.3	52.4	5.6
	100人以上 500人未満	96.5	27.1	86.6	47.3	3.5
	50人以上 100人未満	88.2	29.4	82.4	38.2	11.8
課 長 級	規 模 計	85.1	24.9	77.9	39.2	14.9
	500人以上	82.5	20.6	79.0	39.0	17.5
	100人以上 500人未満	87.4	24.9	76.1	37.0	12.6
	50人以上 100人未満	86.2	34.5	79.3	44.8	13.8

- (注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。



第18表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長 - 課長間）
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長 - 係長間）
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係長及び係長級専門職 〔 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任につい ては、係長に含めて集計している。 〕
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 中間職（係長 - 係員間）
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

- （注）1 「中間職（部長 - 課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長 - 係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長 - 係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。

第19表 民間における職種別給与額等

その1 常勤の従業員（再雇用者を除く。）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30(2018)年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 ( A )	う ち 時 間 外 手 当 ( B )	( A ) - ( B )
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	54.5	778,752	5,386	773,366
	工 場 長	10	52.8	823,384	709	822,675
	事 務 部 長	155	53.9	632,481	4,227	628,254
	技 術 部 長	154	51.6	669,116	1,378	667,738
	事 務 部 次 長	31	51.4	561,284	3,671	557,613
	技 術 部 次 長	19	51.3	592,615	260	592,355
	事 務 課 長	412	50.0	550,797	9,446	541,351
	技 術 課 長	382	47.5	555,724	5,678	550,046
	事 務 課 長 代 理	103	48.0	502,580	43,762	458,818
	技 術 課 長 代 理	46	48.0	478,154	25,342	452,812
	事 務 係 長	520	45.6	465,293	73,041	392,252
	技 術 係 長	567	44.7	478,502	70,931	407,571
	事 務 主 任	221	43.1	351,860	44,806	307,054
	技 術 主 任	191	42.4	391,530	73,121	318,409
事 務 係 員	1,850	39.2	356,787	53,569	303,218	
技 術 係 員	1,685	36.9	381,431	69,547	311,884	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-
	研 究 部 ( 課 ) 長	30	53.0	770,298	176	770,122
	研 究 室 ( 係 ) 長	25	49.1	598,413	294	598,119
	主 任 研 究 員	42	42.3	579,209	89,540	489,669
	研 究 員	89	34.1	426,694	62,924	363,770
研 究 補 助 員	2	48.5	282,792	0	282,792	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30(2018)年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 ( A )	う ち 時 間 外 手 当 ( B )	( A ) - ( B )
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-
	副 院 長	3	59.8	1,307,028	66,600	1,240,428
	医 科 長	4	53.5	1,367,439	131,657	1,235,782
	医 師	3	31.8	805,039	36,455	768,584
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	3	48.8	448,991	31,506	417,485
	薬 剤 師	13	35.6	328,447	45,150	283,297
	診 療 放 射 線 技 師	22	42.7	355,766	23,311	332,455
	臨 床 検 査 技 師	23	48.2	340,101	23,225	316,876
	栄 養 士	16	39.3	268,950	12,677	256,273
	理 学 療 法 士	30	31.5	303,184	18,494	284,690
	作 業 療 法 士	19	31.6	305,203	13,854	291,349
	総 看 護 師 長	3	56.8	456,959	15,833	441,126
	看 護 師 長	41	49.5	384,102	26,313	357,789
看 護 師	101	36.5	312,683	44,935	267,748	
准 看 護 師	83	44.7	295,522	32,677	262,845	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	4	68.3	895,265	0	895,265
	大 学 教 授	54	58.7	738,751	1,052	737,699
	大 学 准 教 授	45	50.0	614,432	8,640	605,792
	大 学 講 師	43	46.0	643,444	35,910	607,534
	大 学 助 教	41	42.0	514,491	34,561	479,930

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30(2018)年4月分平均支給額		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 ( A )	う ち 時 間 外 手 当 ( B )	( A ) - ( B )
	人	歳	円	円	円
教育関係職種					
高等学校校長	-	-	-	-	-
高等学校教頭	2	58.0	541,230	0	541,230
高等学校主幹教諭	x	x	x	x	x
高等学校指導教諭	3	50.2	452,481	11,200	441,281
高等学校教諭	49	41.5	387,368	1,085	386,283
技能・労務関係職種					
電話交換手	-	-	-	-	-
自家用乗用自動車運転手	x	x	x	x	x
守衛	9	54.8	344,292	26,435	317,857
用務員	19	52.1	238,923	4,200	234,723
調査実人員合計	7,178				

(注)「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30(2018)年4月分平均支給額		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 ( A )	う ち 時 間 外 手 当 ( B )	( A ) - ( B )
事務・技術関係職種	人	歳	円	円	円
支店長・工場長	x	x	x	x	x
事務・技術部長	5	64.9	393,072	15,982	377,090
事務・技術部次長	-	-	-	-	-
事務・技術課長	7	62.1	321,374	0	321,374
事務・技術課長代理	-	-	-	-	-
事務・技術係長	12	62.6	293,264	17,405	275,859
事務・技術主任	x	x	x	x	x
事務・技術係員	271	62.5	246,953	11,558	235,395
調査実人員合計	297				

(注)「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第20表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
8 級	課長		
7 級	課長代理	課長	課長
6 級			
5 級	係長	課長代理	課長代理
4 級			
3 級	主任	係長	係長
2 級			
1 級	係員	係員	係員

## 第21表 民間における家族手当の支給状況

### その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない（検討も行っていない）
83.8%	(86.8%)	[15.6%]	[11.1%]	[73.3%]

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,979円
配偶者と子1人	19,698円
配偶者と子2人	24,810円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円、子については1人につき10,000円、それら以外については1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第22表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	54.8%
支給しない	45.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第23表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	(参考) 技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下半期(A1)	353,147	273,316
	上半期(A2)	362,916	286,685
特別給の支給額	下半期(B1)	766,760	500,175
	上半期(B2)	824,629	549,149
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$	月分 2.17	月分 1.83
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$	2.27	1.92
	年間計	4.44	3.75

(注) 下半期とは平成29(2017)年8月から平成30(2018)年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
規 模 計	46.3%	53.7%	36.8%	63.2%	36.7%	63.3%
500人以上	56.0	44.0	39.5	60.5	39.9	60.1
100人以上 500人未満	40.6	59.4	34.3	65.7	34.6	65.4
50人以上 100人未満	39.3	60.7	36.5	63.5	34.3	65.7



### 3 労働経済関係

第25表 労働経済指標

項目 年度・ 年月	全 国					栃 木 県				
	① きまって支給する給与 (調査産業計)		② 総実労働 時間数 (調査 産業計)	③ 所定外労働時間数 (調査 産業計)	④ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑥ 総実労働 時間数 (調査 産業計)	⑦ 所定外労働時間数 (調査 産業計)	⑧ 有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金額	前年度比・ 前年同月比				金額	前年度比・ 前年同月比			
	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)
平成28(2016)年度	290,030	0.3	148.3	12.7	1.39	285,048	1.1	153.6	14.8	1.22
平成29(2017)年度	291,353	0.5	147.9	12.6	1.54	286,224	0.4	153.3	14.7	1.37
平成29(2017)年 4月	294,971	0.3	153.1	13.2	1.47	290,628	2.1	158.0	14.9	1.33
5月	289,051	0.5	144.7	12.3	1.49	285,064	1.1	150.2	14.6	1.34
6月	291,520	0.4	154.2	12.3	1.50	288,489	1.1	159.9	14.6	1.35
7月	291,266	0.4	150.5	12.4	1.51	288,229	0.8	157.5	15.7	1.35
8月	289,345	0.4	144.5	12.0	1.52	288,153	1.2	148.1	13.8	1.34
9月	291,098	0.7	148.4	12.5	1.53	288,926	1.2	154.0	15.3	1.35
10月	291,585	0.2	149.7	12.8	1.55	287,564	0.4	156.3	15.4	1.38
11月	291,838	0.4	150.9	13.1	1.56	288,520	0.4	157.7	16.0	1.37
12月	291,931	0.4	148.9	13.2	1.59	290,689	0.8	156.1	16.4	1.40
平成30(2018)年 1月	289,951	0.7	139.0	12.0	1.59	277,334	▲ 1.9	142.3	12.6	1.41
2月	289,965	0.2	143.1	12.4	1.58	277,158	▲ 1.2	147.6	13.2	1.37
3月	293,782	0.8	147.6	12.9	1.59	283,939	▲ 1.3	152.0	13.5	1.42
4月	296,574	0.6	150.9	13.0	1.59	285,780	▲ 1.6	155.1	13.6	1.42
5月	292,656	1.2	146.6	12.4	1.60	282,026	▲ 1.1	148.8	13.1	1.44
6月	295,074	1.3	152.7	12.4	1.62	283,404	▲ 1.8	156.6	13.1	1.46
資料出所	厚生労働省					県民生活部				栃木労働局

(注) 1 ①、⑤、⑩、⑪は平成27年基準である。  
 2 ①、②、③、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。  
 3 ⑨の平成28(2016)年度、29(2017)年度の欄は、それぞれ平成28(2016)暦年、29(2017)暦年の数値である。

⑨ 消 費 支 出								⑩消費者物価指数		⑪
全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	国内企業 物価指数
全世帯		勤労者世帯		全世帯		勤労者世帯				
金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
282,188	▲ 1.8	309,591	▲ 1.8	279,319	▲ 5.9	290,596	▲ 12.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 2.4
283,027	0.3	313,057	1.1	301,064	7.8	327,773	12.8	0.7	0.3	2.7
295,929	▲ 0.9	329,949	▲ 2.4	303,178	16.0	339,440	36.8	0.4	0.2	2.1
283,056	0.4	315,194	2.8	324,074	28.9	322,836	30.5	0.4	0.4	2.1
268,802	2.8	296,653	7.2	281,849	19.9	282,304	32.4	0.4	0.2	2.2
279,197	0.4	308,818	2.1	341,626	24.3	416,927	41.7	0.4	0.1	2.5
280,320	1.4	301,574	0.0	280,896	▲ 13.7	315,632	▲ 7.3	0.7	0.0	2.9
268,802	0.6	295,211	▲ 0.4	241,995	▲ 20.1	249,281	▲ 22.0	0.7	0.2	3.0
282,872	0.3	313,733	2.6	268,010	▲ 5.9	299,384	2.9	0.2	▲ 0.2	3.5
277,361	2.4	301,164	2.4	263,730	▲ 12.1	269,475	▲ 16.7	0.6	0.2	3.5
322,157	1.2	352,076	0.8	382,081	17.5	454,931	25.5	1.0	0.4	3.0
289,703	3.7	317,659	3.4	363,333	21.0	405,509	22.2	1.4	0.7	2.7
265,614	1.9	289,177	▲ 3.0	253,816	▲ 13.6	268,370	▲ 12.8	1.5	0.6	2.6
301,230	1.1	334,998	▲ 0.6	323,729	▲ 2.2	371,001	8.0	1.1	0.4	2.1
294,439	▲ 0.5	334,967	1.5	289,482	▲ 4.5	293,247	▲ 13.6	0.6	0.0	2.1
281,307	▲ 0.6	312,354	▲ 0.9	289,601	▲ 10.6	349,679	8.3	0.7	0.0	2.7
267,641	▲ 0.4	291,998	▲ 1.6	303,109	7.5	381,766	35.2	0.7	0.0	2.8
総 務 省									日本銀行	

## 4 生計費関係

第26表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費(平成30(2018)年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	26,378	42,191	52,406	62,613	72,828
住居関係費	51,349	56,275	50,602	44,923	39,250
被服・履物費	2,741	9,569	10,993	12,416	13,839
雑費Ⅰ	24,387	22,028	40,853	59,689	78,514
雑費Ⅱ	7,104	16,239	20,120	23,995	27,871
計	111,959	146,302	174,974	203,636	232,302

### 平成30(2018)年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	.....	食料
住居関係費	.....	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	.....	被服及び履物
雑費Ⅰ	.....	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	.....	その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(91世帯)に基づく費目別平均支出金額(4人世帯の1か月( $\frac{365}{12}$ 日)分の支出金額に調整したもの。以下「平均4人値」という。)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省)における全国の1人世帯標準生計費を基礎に、宇都宮市の1人世帯標準生計費を算定した。

$$\text{宇都宮市の1人世帯標準生計費} = \text{全国の1人世帯標準生計費} \times \frac{\text{宇都宮市の平均4人値}}{\text{全国の平均4人値}}$$

## 5 国及び都道府県の給与関係

第27表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成29(2017)年4月)

ラスパイレス指数	98未満	98以上 99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
	団 体 数	5	7	9	14

(注) 1 「平成29年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を100としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は101.4である。

3 総務省では、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、100.5である。

## 6 人事院勧告等の概要

### 給与勧告の骨子

#### 給与勧告制度の基本的考え方

##### (給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

##### (現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

#### 民間給与との較差に基づく給与改定等

##### 1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

##### <月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)...現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕  
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

##### <ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

##### 2 給与改定の内容と考え方

##### <月例給>

##### (1) 俸給表

##### 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験(大卒程度)、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

##### その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

##### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

##### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分 4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

##### (一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
30(2018)年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.90月(支給済み)	0.95月(現行0.90月)
31(2019)年度以降	期末手当	1.30月	1.30月
	勤勉手当	0.925月	0.925月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成30(2018)年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

### 3 その他

- (1) 宿日直手当  
宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定
- (2) 住居手当  
受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

### 1 国民の信頼回復に向けた取組

- (1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成  
行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策  
外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置
- (3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化  
公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

### 2 人材の確保及び育成

- (1) 人材の確保  
政策的に確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開
- (2) 人材の育成  
部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施
- (3) 成績主義の原則に基づく人事管理  
職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

### 3 働き方改革と勤務環境の整備等

- (1) 長時間労働の是正  
国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置
  - ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
  - ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
  - ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上、職員が年5日以上、年次休暇を使用できるよう配慮
- (2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等  
本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

### (3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

### (4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

## 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

### 1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- 平成23(2011)年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出  
平成25(2013)年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(閣議決定)において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30(2018)年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

### 2 定年の引上げの必要性

- 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- 公務では平成26(2014)年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員的能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員的能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

### 3 定年の引上げに関する具体的措置

#### (1) 定年制度の見直し

- 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度(フルタイム・短時間)を存置
- 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

#### (2) 役職定年制の導入

- 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任(任用換)任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

#### (3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討